

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年2月15日(2007.2.15)

【公表番号】特表2006-519073(P2006-519073A)

【公表日】平成18年8月24日(2006.8.24)

【年通号数】公開・登録公報2006-033

【出願番号】特願2006-504148(P2006-504148)

【国際特許分類】

A 6 1 F 5/01 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 5/01 A

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月19日(2006.12.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

胸郭又は肋骨の骨折の場合に用いる鎮痛的固定デバイス(10、22)であって、該固定デバイス(10、22)は骨折領域(19)の大部分を覆い、それ自体剛性を有するフラットな副木エレメント(12、24)を有しており、並びに、該固定デバイス(10、22)の身体に面する側には、該固定デバイス(10、22)を身体に付着させるために好適な接着剤層(11、26)が設けられていることを特徴とするデバイス。

【請求項2】

副木エレメント(10、22)を、何れかの追加的な補助器具又はツールを特に用いることなく、胸郭の外側輪郭に取り付け得ることを特徴とする請求項1記載の固定デバイス。

【請求項3】

副木エレメント(10、22)が塑性変形し得るプラスチックプレートによって形成されていることを特徴とする請求項1又は2記載の固定デバイス。

【請求項4】

副木エレメント(10、22)が塑性変形し得る金属プレートによって形成されていることを特徴とする請求項1又は2記載の固定デバイス。

【請求項5】

塑性変形し得る金属プレートがアルミニウム製であることを特徴とする請求項4記載の固定デバイス。

【請求項6】

塑性変形し得る金属プレートにひだを設けて局所的変形性を向上させ、同時に剛性を向上させており、該プレートのひだの頂部は処置すべき肋骨に対して本質的に平行に設けられることを特徴とする請求項5記載の固定デバイス。

【請求項7】

副木エレメント(12、24)は、その上側表面及び/又は下側表面にカバー(23、25)が設けられていることを特徴とする請求項1~6のいずれかに記載の固定デバイス。

【請求項8】

上側表面及び/又は下側表面のカバー(23、25)が、織物又は弾性体、好ましくは

連続気泡の発泡体によって形成されていることを特徴とする請求項 7 記載の固定デバイス。

【請求項 9】

副木エレメント（12、24）の上側に保護カバーとしての保護フィルム（27）が設けられていることを特徴とする請求項 1～8 のいずれかに記載の固定デバイス。

【請求項 10】

副木エレメント（12、24）の上側の保護フィルム（27）は、その外周部が平面方向についてより大きく設けられて、ストリップとしての包囲リム（28）を形成しており、その底部側には接着剤層が設けられていることを特徴とする請求項 9 記載の固定デバイス。

【請求項 11】

固定デバイス（10、22）は局所鎮痛剤物質を更に有することを特徴とする請求項 10 記載の固定デバイス。

【請求項 12】

脱着可能な接合機構を介して固定デバイス（10、22）に接触するクッション又はパッドに鎮痛剤物質が含まれていることを特徴とする請求項 11 記載の固定デバイス。

【請求項 13】

接着剤層（11、26）の全体又は一部に鎮痛剤物質が含まれていることを特徴とする請求項 11 記載の固定デバイス。